

2016年8月30日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会
公益社団法人日本バス協会

貸切バスツアー適正取引推進委員会の設置について

本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故におきまして、多数の死傷者が出たことに対しバス業界及び旅行業界の一員として、深くお詫び申し上げます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々の一刻も早い回復を願っております。

貸切バス、旅行業の両業界にとって「安心安全」は旅の基本です。これまでも「安全運行パートナーシップガイドライン」の策定等により安心安全な旅行を提供するための取組を進めてきたところです。

しかしながら今回の事故が発生しました。二度とこのような痛ましい事故が起きることのないよう、両業界としては一層連携を密に安心安全への取組みを強化しなくてはなりません。

このため、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国旅行業協会及び一般社団法人日本旅行業協会では、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会が策定した「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合対策」で示された通り、旅行業者と貸切バス事業者の手数料等を含めた取引関係を適正化し、旅行会社が貸切バスを使用して行う旅行の安全を確保することを目的として、共同して第三者機関である「貸切バスツアー適正取引推進委員会」を設置し、これにより自らの力で改善を進めることとします。

その具体的な対応として、本委員会のもとに通報窓口を設け、運賃違反等の事例があった場合にそれぞれの業界団体が連携しその改善、指導を行います。通報窓口寄せられた事案のうち専門家による審議が必要と判断されるときは、有識者、弁護士及び各業界団体により構成される本委員会に付議し、その審議結果に基づいて改善等を図ることとします。また、委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知するとともに、必要に応じて関係行政庁と連携することとします。

私どもは、上記の対策等により旅行商品の安全確保を図ることを第一に、バスツアーの需要拡大に努め、地域創生、地域分散化への取組みを行って参ります。関係者のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口 (03-3597-3031)

bustaisaku@jata-net.or.jp

- 貸切バスツアー適正取引推進委員会名簿（別添１）
- 貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則（別添２）
- 第１回貸切バスツアー適正取引推進委員会議題（別添３）

以 上

参考資料

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

<http://www.mlit.go.jp/common/001133823.pdf>

この件に関する問合せ

一般社団法人日本旅行業協会	国内・訪日旅行推進部	03-3592-1276
一般社団法人全国旅行業協会		03-5401-3600
公益社団法人日本バス協会		03-3216-4011

(別添1)

貸切バスツアー適正取引推進委員会 名簿

平成28年8月

委員	加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
委員	佐藤 博康	松本大学名誉教授
委員	三浦 雅生	弁護士
委員	廻 洋子	淑徳大学教授
委員	國谷 一男	(一社) 全国旅行業協会 副会長
委員	船戸 裕司	(公社) 日本バス協会 常務理事
委員	興津 泰則	(一社) 日本旅行業協会 国内・訪日旅行推進部長

オブザーバー

国土交通省自動車局、観光庁観光産業課

(別添 2)

貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則 (案)

(趣旨)

第1条 この規則は「貸切バスツアー適正取引推進委員会」(以下、委員会という)の運営について定める。

(役割)

第2条 委員会は、旅行業者と貸切バス事業者の手数料等を含めた取引関係を適正化し、貸切バスを利用した旅行会社による旅行の安全を確保することを目的とする。

2 委員会は、中立性、公平性を確保するものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は有識者のほか(公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会および弁護士、行政関係者などあわせて10名以内により構成する。

2 委員会は、互選により委員長を選出し、委員長は副委員長を指名する。副委員長は、委員長がその任に当たれない場合は、委員長を代行する。

(関係機関等からの通報や相談に応じる窓口の設置等)

第4条 貸切バスを利用した旅行の安全確保のために、関係機関等からの手数料等に関する通報や相談に応じる窓口を設置することとする。

2 窓口に寄せられた事案について旅行業者に係るものは、所属する旅行業協会が調査し、旅行業者に通知して迅速な対応を求めることとする。また、貸切バス事業者に係るものは日本バス協会が調査し、貸切バス事業者に通知して迅速な対応を求めることとする。

3 窓口に寄せられた事案について審議が必要と判断した場合は、委員長に報告することとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長の指示を受けて事務局が招集し、窓口に寄せられた事案のうちツアーの安全確保に関する重要事項について審議する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の意見の決定)

第6条 委員会の審議は原則として出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

2 議案の内容に利害関係を持つ委員は、当該議案については審議及び委員会の採決に加わってはならない。

(審議事項の通知)

第7条 委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知し、必要に応じて関係行政庁と連携することとする。

(委員の任期等)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に退任しようとする場合は、委員長に届け出ることとする。

(秘密保持義務等)

第9条 委員は、委員会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三 委員会の審議を行う際、公知であった情報

2 委員は、前項の規定により秘密保持義務を負う情報を委員会での審議のために利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

3 委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。

4 前三項の事項を確保するため、委員は「秘密保持契約」を委員会と交わすこととする。

(委員会の事務等)

第10条 委員会の事務局は、(一社)日本旅行業協会に設置する。

2 事務局は、委員会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(経費の負担)

第11条 委員会の運営に係る費用が必要な場合は(一社)全国旅行業協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅行業協会がそれぞれ等分に分担して負担することとする。

(改正)

第12条 この規則の改正は、委員会の審議を経て委員会が行う。

(別添3)

第1回貸切バスツアー適正取引推進委員会

日時：平成28年8月30日(火)
12:00～14:00

場所：(一社)日本旅行業協会
第一会議室(4階)

議事次第

1. 開会

2. 議題

①貸切バスツアー適正取引推進委員会設置の経緯、進め方について

②貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則(案)について

③その他

④閉会